

君津市認定特定創業支援事業に係る証明書の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に規定する認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定創業支援事業計画

法第127条第1項の規定に基づき、君津市が作成した創業支援事業に関する計画であって、主務大臣の認定を受けたものをいう。

(2) 特定創業支援事業

法第2条第33項に規定する、特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「規則」という。）第8条第1号から第4号に規定する知識を全て習得できるように支援するものであって、創業者に対して継続的に行われる事業をいう。

(3) 認定特定創業支援事業

前号に規定する特定創業支援事業のうち、認定創業支援事業計画に記載された事業をいう。

(4) 創業者

法第2条第31項に規定する者をいう。

(5) 証明書

認定特定創業支援事業により支援を受けた創業者に対して交付する、規則第7条の規定により当該支援を受けたことを市長が証明する書面をいう。

(証明書交付対象者)

第3条 証明書の交付を受けることができる者は、認定特定創業支援事業による支援を受けた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 事業を営んでいない個人

(2) 事業を営む個人又は法人であって、事業を開始した日（開業届（所得税法（昭和42

年法律第33号)第229条の規定により提出されたものであって、税務署の受付印が押されたものに限る。)に記載されている開業日をいう。以下同じ。)から5年を経過していない個人又は法人

(証明書交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、認定特定創業支援事業に関する証明書交付申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の申請期限は、交付対象者が認定特定創業支援事業による支援を最後に受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条の申請書が提出された場合において、証明書の交付の可否を確認し、適当と認めるときは、証明書を当該申請者に交付するものとする。

(証明書の交付に係る手数料)

第6条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(証明書の有効期限)

第7条 証明書の有効期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第3条第1号に掲げる者に交付する場合 認定創業支援事業計画の計画期間が終了する日又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第80条第3項に規定する期間の最終日のいずれか早い日

(2) 第3条第2号に掲げる者に交付する場合 前号に定める日又は事業を開始した日から5年を経過する日の前日のいずれか早い日

(証明の取消し)

第8条 市長は、証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けたと認められるときは、当該証明を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、取消しを決定した場合は、理由を付して、認定特定創業支援事業に係る証明の取消通知書(第2号様式)により、証明書の交付を受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定により証明を取り消された者は、交付された証明書を、直ちに市長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、証明書の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。